# 生コン車のミキサー点検作業床より墜落

**墜落転落ー１**

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 発生月日　時 | 1月24日（金）15時30分 | | | 工事内容 | 河川改修工事（土工、護岸工他一式） | |
| 被災者 | 職種 | 運転工 | 経験年 | ー | 所属 | 生コン会社 |
| 被災程度 | 左踵骨骨折 | | | | | |

**災害発生時記録**

**災害発生状況（写真）**

バックホーを用いて生コンをホッパー打設していた時、バケツが上部の蓋に接触し、変形したことで蓋が自動で開かなくなった。そのため打設終了後、運転手がバールで蓋をこじ開けようとした際にバールが滑り、その反動でバランスを崩し飛び降り被災した。

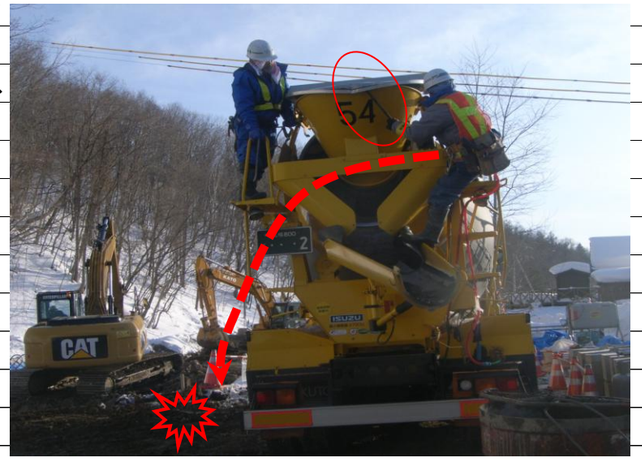


**初期の対策状況含む事項(写真含)**

本労災は現場のバックホーが生コン車に損傷を与えたことが原因だったため、現場の労災か運送業の労災かで見解が分かれた。
そして監督署の見解は、被災の原因は生コンの運転手が何も安全対策を行わないで、不安定な高所で作業を行ったためで、運送業の労災となった。
※事故後の被災者については運送業者が処理したため不明である。

| 番号 | 災害発生要因 | 人的要因 | 物的要因 | 管理的要因 | 同種工事の再発防止対策 | コメント(追記・確認すべき事項) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 足場が不安定な場所で何も対策を講じないで作業したため | ◎ | | ○ | 1．生コン車に上がる場合は、安全帯を使用する<br>機械、車両等の修理は、工場で行うよう指示する | 監督署は運送業の労災のため、運送業者に対して改善指示等を行うが、発注者は現場の管理下で発生していることから現場の事故として取り扱うことが多い。 |

調査記入時の注意点ーー①　所属欄は5項目の該当する項目に○マークの記入　　②3要因(人的・物的・管理的)に関係・該当する要因に○ー重要要因と思われる事項に◎を記入してください。（添付要因資料参照）